

## 平成29年9月22日開催 県政ランチミーティングに寄せられたご意見への対応状況について

### 1 開催概要

- ・開催日 平成29年9月22日(金) 12:15～13:15
- ・会場 長野県庁3階 第三応接室
- ・参加グループ 命と愛とLGBTを考える会
- ・懇談内容 命と愛とLGBTについて

### 2 参加者のご意見の概要と、ご意見に対する対応状況

#### (1) LGBTの困難について

##### (ご意見の概要)

当事者に聞くと、相談の困難、同性カップルの結婚が認められないこと、就職活動や、就職してからの困難、カミングアウトすることの困難があるといえます。

セクシャルマイノリティだけでなく、多様性ということで、色々な人がいるという想定をすることが大事。

##### (知事の発言)

全般的に社会の理解度が低い。

多様性がある社会のほうが、生きやすい社会でクリエイティブな社会だと思う。地域のあり方としても、多様性を尊重できる社会にしたい。

##### (ご意見等に対する対応状況)

県では、多様性を認め合う社会づくりに向けて、LGBTへの理解を深めていくため、これまで人権啓発センターにおける広報紙の活用・パネル掲示などの啓発や相談への対応、県職員に対する研修などを実施してきましたが、引き続きこれらの取組を進めます。

県における各種申請書に関する不要な性別欄の削除、自由記載の導入等を促進します。上記に加えて、下記の取組を検討していきます。

- 広報紙・ポスター等を活用した県民への啓発
- 人権フェスティバルにおいての県民への啓発
- 企業人権セミナー等を活用した企業等への啓発

【担当課：県民文化部人権・男女共同参画課】

#### (2) 自殺対策について

##### (ご意見の概要)

セクシャルマイノリティへの自殺対策として具体的なものはなかなかない。長野県が行っているモデル事業の中で、LGBT、マイノリティのこともどこかで考えていただけたら。

### **(ご意見等に対する対応状況)**

策定中の次期「自殺対策推進計画」にLGBTへの理解の促進について盛り込み、人権・男女共同参画課と連携して取り組んでまいります。

**【担当課：健康福祉部保健・疾病対策課】**

## **(3) 居住の困難について**

### **(ご意見の概要)**

パートナーシップの困難の中で、居住の困難がある。苗字が違くと、一緒に住むことがすごく難しい。

もし、県営住宅でのルームシェアが認められれば、民間にも波及するかもしれない。

また、低所得の方や、精神障がいがあるの方が一人で住むよりも、2人3人で一緒に住める体制だったり、グループホームを新しく造るよりは、ルームシェアで県営住宅に入れるようにするほうが、予算は安く済むのではないか。

### **(知事の発言)**

世帯単位で物事を考えるのが世の中の原則になっているから、確かに結婚以外にもいろいろなかたちがある。

### **(ご意見等に対する対応状況)**

公営住宅は世帯を単位として低所得者への居住支援を行うことを前提に「県営住宅等に関する条例」においては、世帯主としての名義人を明確にし、家賃の支払いなど入居者の義務の履行を確実にすること、生計を一にする世帯の合算所得により、負担能力に応じた家賃（応能応益家賃）を決定すること、別生計者への転貸（法で禁止）の防止から、原則として「同居する親族があること」を入居の要件としています（高齢者、障がい者等は単身入居可能）。

市町村等においてパートナー証明を受けるなどにより、客観的に婚姻関係と同等とみなされる場合には入居が可能と考えます。

なお、高齢者等のグループホームでの活用は認められていますが、住宅確保に困窮する方のニーズを踏まえ、単身者同士の共同居住など様々な形態での入居について、他の事業主体や国の考えを確認しつつ研究してまいります。

**【担当課：建設部公営住宅室】**

## **(4) 教育現場での困難について**

### **(ご意見の概要)**

小中高へ講演等に行くと、子どもたちよりも、職員の方に理解されていないと感じる。

いろんな人がいるということから低年齢の教育から取り入れるとともに、学校と家庭とが連動していけたら良いと思う。

いじめの問題は、いじめる側がいて、いじめられる側がいて、実は、その空気をつくっているのは、それ以外の傍観者だと思う。傍観者さえ、見て見ぬふりをしなければ、いじめはなくなると思う。

### **(知事の発言)**

人はみんな違って当たり前ということを、小さい頃から知ってほしい。多様な人を認めあうことが、いじめもなくすことにもつながる。

### (ご意見等に対する対応状況)

学校生活における性同一性障害に係る困難の理解と対応については、文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(H27)に基づき、管理職研修会においてその周知を図ってきました。また、H28には性的指向・性自認に係る対応等も加えた資料が文科省より学校に配布され、さらに、LGBTへの理解について周知しておりますが、各校より1名参加の学校人権教育研修会において、対応の具体例を示すなど、今後もより理解が進むよう取組みます。

また、県教育委員会では、LGBTがいじめの原因となり、また自殺率も高いとの認識から、H28より、各学校対象に当事者の講演を、のべ27回(H29.9月現在)行っています。アンケートではなく、講演の感想文を書いてもらっている学校もあり、その中では、児童生徒、教職員に限らず、「LGBTについて初めて詳しく知った」等の感想が多く、現段階として、まず必要な「LGBTを正しく知る」機会として成果があがっているものと考えます。

そのような基盤づくりをもとに、各学校へは相談支援体制の充実を依頼しており、LGBTの理解が進むとともに、活用が図れると考えているところです。

また、上記の講演には、数回のPTAを対象としたものも含まれており、家庭への啓発にもつながる活動であると考えています。

教職員向けの研修会においても、県内全地区対象に講演会を行っており、今後も、LGBT理解促進のための活動を続けていきます。

**【担当課：教育委員会事務局心の支援課】**

## (5) 其他のご意見について

### (ご意見の概要)

LGBTへの理解を進めるためには、音楽を通じた活動が大事だと思っている。私たちの朗読劇を見ていただきたい。

### (知事の発言)

カミングアウトしたからといって社会が受け入れてくれる環境ではないが、歌とか朗読で広めていくことで、皆さんの存在は分かっていますよというメッセージが伝わるだけでも違ってくるものではないか。

### (ご意見等に対する対応状況)

県庁で行っているランチタイムコンサートの活用による音楽の発表を行っていただきました。

朗読劇については、小学校高学年以上向けの学習指導案として一部活用させていただいています。朗読劇の視聴については、学校に紹介する等の対応を検討します。

**【担当課：県民文化部人権・男女共同参画課、教育委員会事務局心の支援課】**

## 3 問合せ先

企画振興部広報県民課県民の声係

電話 026-235-7110

FAX 026-235-7026

E-mail koho@pref.nagano.lg.jp